

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	波長多重機能に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能		月額	171 円	

新

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ(7)欄又は(イ)欄 (1 Gbit/s タイプに限ります。)に係る料金及び 2-1-1-1 第 6 欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	2,292 円	
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	112 円	

附 則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。